

栃木労働局「今月(12月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



～今月のおすすめ情報～



① 令和4年度 年末年始無災害運動（12月1日～1月31日）

◆本年度は「待ってます 元気なあなたに 明るく迎える年末年始」を運動標語として「年末年始無災害運動」を展開します。

本運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で展開するものです。

令和4年（10月末日現在）の栃木労働局管内の労働災害による死亡者数は12人で、休業4日以上死傷者数は1539人となっています。

職場全員で「明るく迎える年末年始」のため「年末年始無災害運動」、「Aない声かけ運動！プラス」に取り組みましょう。



年末年始無災害運動 Aない声かけ運動！プラス



- 栃木労働局では、本運動の取り組みとして、12月に、
1. 栃木労働局長の建設現場公開パトロール
  2. 北関東3局一斉建設現場監督指導 を実施いたします。

② 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！！ ～みんなでNOハラスメント～

◆今年4月から、パワーハラスメント防止措置が中小企業にも義務化されました。

12月「職場のハラスメント撲滅月間」は、以下のとおり特別相談窓口を開設しますので、働く人も企業の方々も、お気軽にご相談ください。

- 「ハラスメント対応特別相談窓口」 ぜひご活用ください！
  - ・設置期間 令和4年12月1日～令和4年12月28日
  - ・受付時間 8時30分～17時15分 ※土日・祝日・年末年始を除きます
  - ・お問合せ ハラスメント対応特別相談窓口（雇用環境・均等室内） ☎ 028-633-2795

○<労働者向け相談：ハラスメント悩み相談室> ※夜間や土日の相談もできます

- ・受付時間 月曜～金曜17時～22時 土曜・日曜10時～17時
- ・お問合せ ☎0120-714-864（ナイヨ ハラス）

※メールやSNSでの相談も可能です

詳細は専用webサイト 「ハラスメント悩み相談室」 [検索](#)



③ 栃木県特定最低賃金が令和4年12月31日から改定されます～引上げを予定～

特定最低賃金 ※18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

【効力発生日：2022（令和4）年12月31日】	◇電子部品等製造業	971円
◇塗料製造業 1,023円	◆自動車・同付属品製造業	978円
◆はん用機械器具製造業 970円	◇計量器等製造業	971円

○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

\*業務改善助成金：生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金（※申請期限があります）

【問合せ】業務改善助成金コールセンターTEL0120-366-440

【問合せ】栃木働き方改革推進支援センターTEL0800-800-8100

栃木県最低賃金についてはこちら



業務改善助成金についてはこちら



